

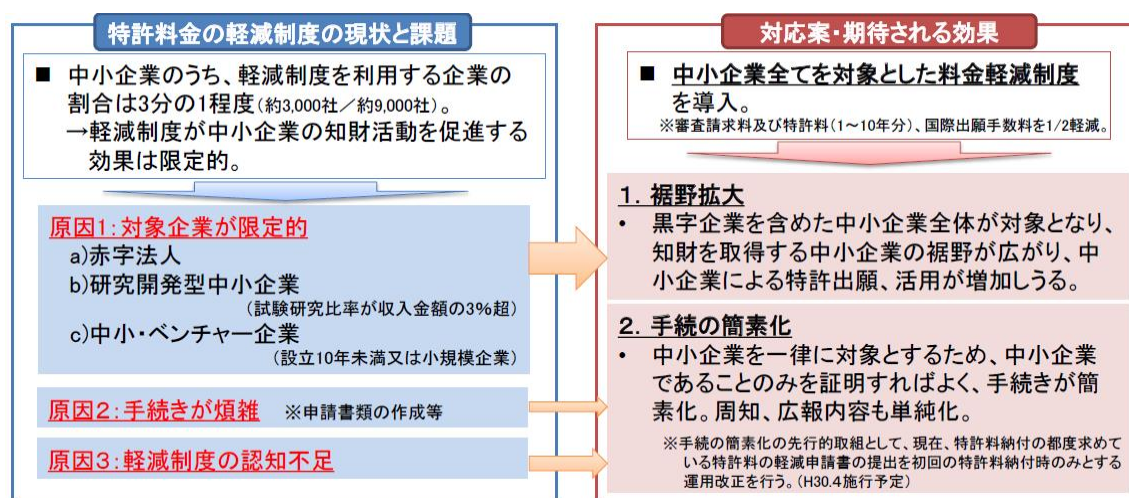
■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2017.12)



中小企業の特許料金の一律半減制度の導入について

特許業務法人 前田特許事務所  
弁理士 大石憲一

特許庁は、先月27日の特許制度小委員会で「中小企業の特許料金の一律半減制度」の導入を決定しました。来年の通常国会に改正法案を提出し、2019年度を目途に実施を目指す、とのこと。今回はこのニュースについてです。



「法改正検討事項について～特許庁～」ppt. 資料、特許庁HPより出典

従来、対象企業が一定の条件(上図の「原因1. a)～c)」に限られていたため、減免制度を利用した企業の割合は、約1/3だったようです。確かに、私が実務を行なっても、あまり減免制度が使われていないように感じていました。

今回は、中小企業であれば『一律に減免(半減)』を認めるという制度をあり、また、面倒な書類作成も簡素化されるため、かなりの数の中小企業がこの減免制度を使うように思います。具体的な減免額については、まだ明確に発表されていませんが、審査請求料、特許料1～10年分等を1/2に軽減することで、権利化後も含めて約20万円程度で済むように考えているようです。

もっとも、特許庁は「特許特別会計を収支相償で運営するため、今般の軽減制度導入と同時に、少なくとも減収見込み額見合いの料金の引き上げを行う予定。」とも発表しています。このため、実質的に大企業には、費用負担の増加がなされることとなります。

今回の制度変更により、私は、中小企業の出願件数は微増するものの、大企業の出願件数が大幅に減り、結果的に日本の総出願件数が、減少するのではないかと危惧します。

私は、特許庁において、大企業の件数低下を招くことなく中小企業の件数も増加するような施策を掲げて欲しいと願っています。

以上